平成２３年（フ）第１０５１号
名古屋市瑞穂区松園町２丁目36番地　ナビシティ松園102号
破産者　鈴木　明宏
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４６号
名古屋市千種区鹿子町２丁目１番地　ハイツ鹿の子103号
破産者　渡邉　幹仁
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１１号
名古屋市瑞穂区中根２丁目４－１　グリーンコーポ102　錦戸方、住民票上の住所愛知県知多市岡田美里町199番地　テンハロンベット201
破産者　Ｋ．Ｏ．Ｓこと　岸谷　孝義
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１５号
愛知県豊明市沓掛町荒井６番地17
破産者　溝口　晃佑
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2429番地４、破産手続開始決定時の住所京都府宮津市字万町643番地
破産者　福沢工務店こと　福澤　秀昭
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３０１２号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目７番31号
破産者　上田　泰子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１３号
富山県砺波市矢木347番地　市営住宅矢木団地３号棟321号室
破産者　上田　浩久
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４９号
大阪府大東市新田北町１番36号　211
破産者　小西眞由美
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１８号
大阪府東大阪市高井田西６丁目５番23号
破産者　藤田　　守
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２６号
神戸市垂水区高丸７丁目２番10号
破産者　馬渕　　晃
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５９号
広島市安佐南区古市４－６－９－201、住民票上の住所奈良県橿原市菖蒲町３丁目27番11号
破産者　昌島　成好
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市皷川町５番45号
破産者　篠原　康仁
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
青森市沖館５丁目８番18号、開始決定時の住所青森市自由ケ丘１丁目７番地８
破産者　天内　正之
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
青森県五所川原市字烏森528番地
破産者　山口　　学
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１５１９号
仙台市宮城野区福室字明神西51番地　ピースワン福室101、開始決定時の住所宮城県多賀城市高崎３丁目６番２－305号
破産者　小松　一夫
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
秋田県大仙市南外字無尻橋58番地２
破産者　髙橋　尚仁
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１７０号
山形県長井市九野本2904番地の２
破産者　小笠原徳次
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３６号
福島県岩瀬郡鏡石町桜岡569番地６
破産者　常松　時一
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
福島県郡山市亀田２丁目５番20号
破産者　田中　直子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福島県須賀川市栄町125番地２
破産者　井野元誓子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係